

トピックス Topics

- 夏休み子ども体験プログラムレポート
- 特集: ネットと人権
- あいぽーと徳島 実施事業のご案内、イベント情報など

あいぽーと徳島では、さまざまなイベントを開催しています!



○板東の丘の活動のことが分かって良かったです。子どもと楽しませていただきました。
○全国にすず虫を板東の丘から送っているの知りとてうれしく思えました。

(参加者の声)

●すず虫昆虫教室&家づくり
7月25日(火)、社会福祉法人大麻福祉の町「板東の丘」にて。すず虫の飼育方を学習し、家づくり体験をしました。施設の職員や利用者の方々の丁寧なサポートもあり、体験した子ども達も一緒に、にぎやかなふれあいの時間になりました。

実施イベントのレポート

夏休み子ども体験プログラム(次世代への人権教育啓発事業)を実施しました。

夏休み子ども体験プログラム(次世代への人権教育啓発事業)



●マスコミ機関訪問学習
8月1日(火)、徳島新聞社、四国放送にて。マスコミ機関で、読解力・情報分析力等を高めるための楽しい社会学習が行われました。



●ちりめんモンスターをさがせ
7月29日(土)、30日(日)、沖洲マリナターミナルビル「マリンホール」にて。ちりめんの中にいる多様な海洋生物を発見、観察することで、海の生物が共存していることを学び、海の環境問題について家族で考える時間になりました。

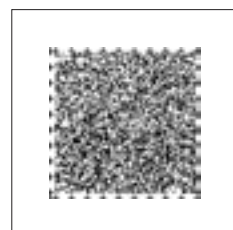
●「三割田 健介」さん
トーク&コンサート
8月8日(火)、社会福祉法人白寿会「デイサービスセンター」にて。いのちと夢をテーマとした、トーク&コンサートで、参加した子どもたちや高齢者みなで歌ったりおしゃべりをし、交流をしました。

(参加者の声)

○おとなりのおばあちゃんと手をつないだ時、とてもあたたかかった。まさにいのちのひろがりだと思えます。涙が出ました。しあわせを思ふきもち、いのちの尊さが歌から伝わってきました。



●親子で農業体験
9月3日(日)、石井町の畑にて。親子で収穫体験を行い、家族のふれあう時間をつくり、共に土に触れ、農作物を収穫することにより、食べ物、生き物の大切さを学ぶことができました。



上映会

はなちゃんのみそ汁

参加無料
申込不要

輝く女性応援フェスティバル2017にて映画「はなちゃんのみそ汁」を上映します。

- 日時 / 平成29(2017)年11月11日[土]
午前10時~12時ごろ(開場9:40)
- 場所 / ブライダルコアときわホール
(男女共同参画交流センター2階/アスティとくしま内)
- 定員 / 142名
※先着順(当日9時30分より整理券を配布します。定員に達しましたら入場を制限いたします。)
- ※無料託児有(申込制) 対象:1歳から就学前までのお子さまときわプラザこども室:Tel.088-655-4638に直接申込
- 主催・問い合わせ / あいぽーと徳島
(徳島県立人権教育啓発推進センター)
Tel.088-664-3719



©2015「はなちゃんのみそ汁」フィルムパートナーズ

講演会

自死遺族として生きる

参加無料
※申込制

- 講師 / 田中 幸子さん(一般社団法人 全国自死遺族連絡会 代表)
- 日時 / 平成29(2017)年12月14日[木]午後1時30分~午後3時30分
- 場所 / ブライダルコアときわホール(男女共同参画交流センター2階/アスティとくしま内)
- 主催・問い合わせ / あいぽーと徳島(徳島県立人権教育啓発推進センター) Tel.088-664-3719

平成29年度

意見発表に係る作文

作詩作曲作品

標語ポスター

参加無料 申込不要

人権に関する児童生徒の作品 表彰式・発表会・展示会

- 〈表彰式・発表会〉 ●日時 / 平成29(2017)年12月3日[日]午後1時30分~
●会場 / 徳島県立二十一世紀館「イベントホール」(徳島市八万町向寺山文化の森総合公園内)
- 〈展示会〉 ●日時 / 平成29(2017)年12月3日[日]~12月10日[日]まで
●会場 / 徳島県立二十一世紀館「多目的活動室」
標語ポスター ●日時 / 平成29(2017)年12月3日[日]~12月10日[日]まで
午前10時~午後4時 ただし、12月10日(日)は午後3時に終了

人権相談のご案内

あいぽーと徳島では、人権擁護委員・弁護士による人権相談を行っています。まずは電話にてご連絡ください。

Tel.088-664-3701

一人で
悩まず
お電話を

- 人権擁護委員による相談
第2・第4土曜日(10:00~16:00)
- 弁護士による相談(要予約)
第1・第3金曜日(13:00~16:00)

面接相談及び
電話相談

面接相談

[編集・発行]

あいぽーと徳島

徳島県立人権教育啓発推進センター
指定管理者 特定非営利活動法人 徳島ヒューマンネット

〒770-0873 徳島市東沖洲2丁目14 沖洲マリナターミナルビル内
Tel.088-664-3719 Fax.088-664-3727

あいぽーと徳島 検索 http://www.aiport.jp

●開館時間 / 午前10時から午後6時まで ●休館日 / 月曜日(祝日の場合はその翌日) 年末年始(12月29日から1月3日まで)

公共交通機関のご案内 JR徳島駅前から徳島市営バス【中央卸売市場】行きに乗車し、【沖洲マリナターミナル】にて下車。



出張展示について

市町村などで主催する人権研修・講演会等において、あいぽーと徳島が所蔵している人権啓発パネルを展示するお手伝いをいたします。

●詳しくは、あいぽーと徳島まで
Tel.088-664-3719



人権啓発パネルの例

所蔵パネルはあいぽーと徳島のホームページに掲載

メディア・リテラシーの育成

- ① メディアはすべて構成されており、その構成による「現実」をオーディエンス(読み手)に提供している。それをオーディエンスが解釈し、意味を作り出している。
- ② 情報発信者、編集者の「価値観」や「意図」は必ず入っている。
- ③ 誰が編集し、誰が発信している情報か、他の同様の情報はどのように構成されているかなどを「多角的」に「多様」に情報収集する。
- ④ 何が明らかになっていて、何が憶測かを言葉や文面から見極める。
- ⑤ 多くの人や著名な人が賛同している意見が「正確」なものとは限らない。集団加勢している時ほど、客観的な視点が必要。
- ⑥ インターネットで得ている情報は、マスメディアとは違い、自身の興味関心のあるものを抽出しているため、特定の思想や価値観に偏る可能性があることを忘れてはいけない。
- ⑦ 「デマやうわさ」とは「デマやうわさ」とわかった時点で「デマやうわさ」となる。
- ⑧ 「情報がほしい」ときに、「情報を得られにくい」状況で、最初に得る情報に影響されることは少なくない。
- ⑨ 偏見に迎合する情報は、無批判に入ってきたりしやすい等々

ネット上の差別への対抗手段

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 発見、収集、分析 | ② 削除 |
| ③ 反論、カウンター | ④ 規制 |
| ⑤ 反差別の情報発信 | ⑥ 反差別のネットワーク構築 |
| ⑦ 反差別意識などの醸成 等々 | |

ネット上の差別にも対抗している欧州の差別禁止法

- 英国(イングランド、ウェールズ、スコットランド地方)では複数の法律(公共秩序法、刑法、人種及び宗教憎悪禁止法、サッカー犯罪法など)によって、肌の色、人種、国籍、出身、宗教、性的指向による、ある人への憎悪の表現を禁じている。もし違反した場合は罰金か、禁錮刑、あるいはその両方が課せられる。
- ドイツでは、ヘイトスピーチには刑法の民衆煽動罪が適用され、これは「特定の人種や宗教、民族によって個人、団体の憎悪をあおることを禁止し、違反すれば最長で禁錮5年」が課せられる。
- ナチスやヒトラー総帥を賞賛する言動、出版物の配布も刑法によって禁じられているという。フランスでも英国やドイツと同様の動きをする複数の法律があり、1990年には、ホロコースト(ナチスによるユダヤ人虐殺)の否定や人種差別的言動を禁止する「ゲソ法」が成立している。

部落差別解消推進法が施行されています。

「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日に施行されました。この法律では、現在もなお部落差別が存在すること、情報化の進展に伴って部落差別の状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消を推進し、もって「部落差別のない社会を実現すること」を目的としています。徳島県では、「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決のため、国・市町村・関係団体等と連携を図りながら、「すべての人々の人権が尊重される社会の実現」に向けて、県民の皆様と一緒に取り組んでいます。



徳島県県民環境部男女参画・人権課 電話:088-621-2187 FAX:088-621-2844
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1 ホームページ: <http://www.pref.tokushima.jp/soshiki/danjosankakujinkenka/>

知ってますか? 音声コード

あいぽーと徳島の発行する印刷物において、専用の読み取り機を使用すると、音声に変換し文章を読み上げる音声コードを掲載しています。このコードには、日本語(漢字かな混じり)で約800文字のテキストデータを記録することが可能です。また、コードの位置を知らせるため、端に「切り欠き」を入れる必要があります。見えにくいなど、視覚にハンディのある方へのサービス提供として、情報のバリアフリーを目指しています。活字文書読み上げ装置は、障害者自立支援法の日常生活用具の給付種目となっている他、スマートフォン用音声読み取りアプリもインターネットにて無料で公開されています。



あいぽーと徳島では、「障害者差別解消法」に基づく合理的配慮の提供に心がけた運営を行っています。

特集



ネットと人権

～電子空間に反映される現実世界の人権問題～

第1回県民講座 ●平成29(2017)年8月10日実施

講師

まつ むらもと き
松村元樹さん

(公財)反差別・人権研究所みえ常務理事兼事務局長

講演内容

ネット普及率の現状

日本国内のインターネット利用者は、2013年12月末で1億人を突破したとの統計が総務省から出ています。総人口に対して83%程度で、この数字は、インターネットが概ね自動車と同じ普及率にまで達したことを表しています。それに伴い利用者数を増やしているフェイスブックやインスタグラム、LINEなどのソーシャルネットワーク、ワーキングサービス(SNS)は、様々な人とコミュニケーションや意見交換ができる利便性の一方で、使い方を間違えるとどんなでもない問題を引き起こしてしまうツールであるとも言え、普及率の高さから個人でもたくさんの人達に影響を与えることが可能になっている点には注意が必要です。

ネットのメリット・デメリット

ネットには時間や場所の制約が無い、調べたいことをその場ですぐに検索できたり、災害時にはSNSを通じてリアルタイムでSOSを発信することができずし、身体に障がいがある人でも電子投票やメール、ホームページによって、政治的・経済的・文化的側面で権利が保障されるようになったのは、とても大きなメリットです。しかし同時に、在日コリアンや中国籍の人といった社会的マイノリ

ティに向けた侮蔑的な書き込みが電子掲示板の中で行われるなど差別的な行動を取る人が現れ、彼らもネット上で繋がりを持つようになった点はデメリットであるといえるでしょう。情報の真偽を確かめられず、彼らの情報を信じて差別的な書き込みを見た人たちが、特に10代や20代の若者が差別的なデモに参加するなど、ネット上の情報が実生活の意識形成に影響を及ぼしているというのも強くなってきたように思います。

部落問題にも及ぶ被害

ネット上の差別は部落問題にも無関係ではありません。部落差別の特徴は、障がい者差別、外国人差別、女性差別など人のみに向けられる差別とは異なり、土地や物件にも差別の対象が及ぶ点です。サ



イト上で被差別部落の地図や画像が掲載され、偏見が助長された例もあります。実際、質問総数が1億4000万、回答総数が3億5000万の質問サイトで「同和」というワードが使われている質問を検索し上位に表示される1000件を分類してみると、質問自体に偏見が見られるものが3割を占め、質問に対するベストアンサーでは差別や偏見に基づくものや、差別を肯定するものが7割近くを占めています。

情報に対して冷静な判断を

こういった状況を解消するためには必要なのは、まず差別的な行動を放置しないための法整備です。現在少数ではありますが、全国各地の自治体や民間でネット上の差別的な投稿の事例収集をし、立法事実を積み上げていくための機関が増えてきています。諸外国ではすでにネット上での差別や誹謗中傷を禁止する法整備が進んでいるので、それに倣って日本でも取り組みを進めてほしいと思います。またネットを利用する側の人

